



衛生委員会報告

★障害者虐待防止法とは

- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」）は、平成24年10月1日に施行されました。この法律は、障害者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障害者を現に養護する人（養護者）に対して支援措置を講じることなどを定めたものです。
- 法律では、「養護者による障害者虐待」、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」、「使用者による障害者虐待」の3つについて、それぞれの防止等を規定しています。職場で関係してくるのは、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」、「使用者による障害者虐待」です。
「使用者」とは、障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者（工場長、労務管理者、人事担当者など）をいいます。

★虐待にあたる行為

- 以下の5つの項目に当てはまる行為が虐待にあたります。

◆身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えること。

身体を縛りつけたり、過剰に投薬したりすることによって身体の動きを抑制すること。

- ・たたく
- ・殴る
- ・蹴る
- ・つねる
- ・無理やり食事を口に入れる
- ・部屋に閉じ込める

◆性的虐待

性的な行為を強要すること。

わいせつな言葉を発すること。

- ・性器への接触
- ・性的行為の強要
- ・キスする
- ・裸にする
- ・わいせつな画像を見せる

◆心理的虐待

脅し、侮辱などの言葉を浴びせること。

仲間はずれや無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。

- どなる
- おどす
- 悪口を言う
- 仲間に入れない
- 子ども扱いする
- わざと無視する

◆ネグレスト（放棄、放任）

食事や排せつ、入浴、洗濯などの身の世話をしないこと。

必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせないこと。

- 食事を十分に与えない
- 不潔な住環境で生活させる
- 病院を受診させない

◆経済的虐待

本人の同意なしに（だますなどして）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用すること。

本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

- 年金や賃金を渡さない
- 財産や預貯金を着服する
- 日常生活に必要なお金を与えない

★虐待を見かけたら…

●障害者虐待防止法では、虐待の発見者は、市町村または都道府県に通報する義務があり、また、虐待を受けた障害者は届出をすることができます。事業所所在地の市町村または都道府県の障害者虐待対応窓口にご連絡ください。通報などの秘密は守られます。

●虐待者、被虐待者本人の「自覚」は問いません。虐待が発生している場合、虐待をしている人（虐待者）、虐待を受けている人（被虐待者）に自覚があるとは限りません。

虐待者が、「指導・しつけ・教育」の名の下に不適切な行為を続けていることや、被虐待者が、自身の障害の特性から自分のされていることが虐待だと認識していないこともあります。

★最後に

●障害者に対する虐待は障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することは極めて重要です。

障害者虐待を防止するためには、早期発見・早期対応が重要です。

また、自分が加害者にならないように気を付けましょう。